

規制影響分析書

規制の名称	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令及び廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める告示(ガイドライン)の制定	
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課	電話番号: 03-5521-8245 e-mail: yuya_takabayashi@env.go.jp
評価実施日	平成17年7月29日	
政策目的	廃棄物の海洋投入処分については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第48号。以下「改正法」という。)により、海洋環境に及ぼす影響の事前評価を実施し、その結果を記載した書類を添付した許可申請書を環境大臣に提出し、許可を受けなければならないとされている。この改正法を受けて、廃棄物海洋投入処分の許可申請に必要な書類の様式や記載事項を定めるとともに廃棄物の排出海域及び排出方法の基準等を定める省令を制定し、また、海洋環境に及ぼす影響の事前評価の実施方法やその結果の記載方法等廃棄物海洋投入処分の許可申請に関する細目を定める告示を制定することにより、改正法の施行及び「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(ロンドン条約)の改正議定書(96年議定書)の締結に向けた体制を整備するものである。	
規制の内容	<p>廃棄物の排出海域及び排出方法に関する基準は、これまで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第7条及び同令別表第3において規定されていたが、改正法に基づき、同じ内容を省令において規定する。また、廃棄物海洋投入処分が海洋環境に及ぼす影響の事前評価の実施方法及びその結果の記載方法等廃棄物海洋投入処分の許可申請に関する細目を告示として規定する。</p> <p>根拠条文等: 改正法施行後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条の6第2項、同条第3項、第10条の8第1項第1号等</p>	
期待される効果	改正法に基づき、廃棄物海洋投入処分は、排出海域及び排出方法に関する基準に適合し、かつ、海洋環境に及ぼす影響の事前評価の結果海洋環境に著しい障害を及ぼすおそれがないものである場合に限り環境大臣の許可が付与されることとされているが、排出海域及び排出方法に関する基準を定め、海洋環境に及ぼす影響の事前評価の実施方法等を定めることにより、事前評価については海洋投入処分の適切な実施が確保され、海洋環境の汚染を防止することができる。	
想定される負担	廃棄物海洋投入処分をしようとする者(事業者)は、海洋環境に及ぼす影響の事前評価を告示の定めに沿って実施することとなる。なお、事前評価は、海洋投入処分しようとする廃棄物の特性、処分量、排出海域の状況に応じた方法としていることから、事業者に著しい負担を求めるものではない。また、排出海域及び排出方法に関する基準も、改正法に基づき規定するものであるが、従前の内容を変えるものではなく、新たな負担は生じない。	
想定できる代替手段との比較考量	我が国は、廃棄物の海洋投棄の規制を強化する96年議定書を締結することを目指している。同議定書においては、その附属書及びそのガイドラインにおいて、潜在的な影響の検討等許可発給に必要な条件を規定していることから、改正法においても、環境大臣の許可を受けるに当たり、海洋環境に及ぼす影響の事前評価の結果を記載した書類の添付を義務付けている。今回の省令及び告示の整備は、この書類の記載事項、方法、内容を明らかにし、事業者による事前評価の実施等許可手続の円滑化に資するためのものであり、その内容自体も96年議定書附属書及びこれに付随する廃棄物評価ガイドラインに即したものである。したがって、他の代替手段は想定されない。なお、排出海域及び排出方法に関する基準も、改正法に基づくものであり、他の代替方法は想定されない。	
備考	中央環境審議会答申「今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について」(平成15年12月22日)においても、「新たな許可制度を構築するに当たっては、現行の海防法等における制度の趣旨を考慮し、それとの整合性に配慮するとともに、(96年議定書の)附属書 に沿ったものとするのが前提であり、併せて、廃棄物評価ガイドライン(WAG)をできるだけ尊重する必要がある。」と指摘されているところである。	
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。	